

支線バス停留所標識広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市（以下「市」という。）内で運行されている支線バスの停留所標識（以下「支線バス停留所標識」という。）に民間企業等の広告を掲載することについて必要な事項を定めることにより、民間企業等との協働及び支線バスの収入確保を図り、もって支線バスの安定的な運行に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支線バス 主に市内の公共交通空白地の解消のため、市からの負担金を受けて運行事業者が実施するバス事業をいう。
- (2) 運行事業者 蒲郡市地域公共交通会議からの要請を受け、支線バスを運行する事業者で、バス車両の所有権を有するものをいう。
- (3) バス停留所 支線バスの運行に使用する停留所で、旅客が乗降できる地点をいう。
- (4) 広告掲載 支線バス停留所標識に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの（議員又は長の任期満了前6月から公の選挙当日までの期間において、当該公の選挙に立候補する意思がある者の広告を含む。）
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの
- (7) 迷信、非科学的なものに関するもの
- (8) 社会問題、係争中のものについての主義主張

- (9) 個人又は法人の名刺広告
 - (10) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (12) 社会的、市民生活の観点から適切でないもの
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体等その構成員がその活動のために利用する広告
 - イ 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現である広告
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業及び愛知県青少年保護育成条例(昭和36年愛知県条例第13号)で規制される営業行為等に関する広告
 - エ 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業
 - オ 都道府県知事又は市の許認可を受けていない、届出をしていないなど各種手続を行っていない社会福祉施設等の広告
 - カ 文部科学省、都道府県の許可を受けていない学校、専修学校及び各種学校の広告
 - (13) 消費者保護の観点から適切でないもの
 - ア マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされる広告
 - イ 将来の利益の誇示、元本保証と認識されるような投資信託等の経済行為に関する広告
 - ウ エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形などで医療法上の診療科目以外の医療、施術、役務サービス業の広告
 - エ 過去5年間に公的機関又は行政機関から指名停止などの行政指導を受けた企業の広告
 - (14) その他支線バス停留所標識に掲載する広告として不相当であると蒲郡市地域公共交通会議会長(以下「会長」という。)が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告掲載することができる広告の範囲は、蒲郡市広告掲載基準(平成19年4月1日実施)、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び愛知県屋外広告物条例(昭和39年愛知県条例第56号)(以下「屋外広

告物条例」という。)に定めるところによるものとする。

(広告の色彩等)

第4条 支線バス停留所標識に掲載することができる広告の色彩、意匠その他デザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの
- (2) バス車両の運行上の支障となるもの
- (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれがあるもの
- (4) 都市景観との調和を損なうもの
- (5) 周囲の誤解を招き、又は注意力を散漫とさせるおそれがあるもの

(広告の規格等)

第5条 支線バス停留所標識に掲載する広告の規格及び貼付箇所は、別に定めるものとする。

(広告の掲載方法等)

第6条 支線バス停留所標識への広告掲載は、広告内容を表示したラッピングシート状素材を前条の規定により定めた位置に貼付する方法で行う。

2 前項のラッピングシート状素材は、広告掲載期間中における支線バス停留所標識からの剥離を生じさせないものとしなければならない。

(広告掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、原則として会長が定める日から当該年度末までとする。ただし、継続掲載の申込みがあった場合は、当初の条件を変更しないことを前提に、翌年度の4月1日から起算して4年を経過する日までを限度として継続掲載できるものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、1月単位で会長が定める。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、広報がまごおり、市ホームページ等を使用して行うものとする。

(広告掲載の申込手続等)

第9条 支線バス停留所標識への広告掲載を希望する者(以下「広告掲載申込者」という。)は、支線バス停留所標識広告掲載申込書(第1号様式)及び広告の原稿案を、継続掲載の申込みをする場合においては、支線バス停留所標識広告継続掲載申込書(第2号様式)を会長に提出するものとする。この場合において、当該

広告掲載申込者は、市に納付すべき市税等を完納していなければならない。

(広告掲載の決定等)

第10条 会長は、前条の規定による申込みがあったときは、道路管理者等の意見を求めた上で、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。この場合において、申込者が当該広告掲載の枠を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決定するものとする。

(1) 市内に本社若しくは本店を有する企業又は自営業

(2) 市内に支店、営業所等を有する企業又は自営業

(3) 前2号に規定する企業又は自営業以外の者

2 同一順位において、広告掲載が適当と認める申込みが複数あるときは、抽選により決定するものとする。

3 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載申込者に対し、その結果、掲載内容及び条件を支線バス停留所標識広告掲載・不掲載決定通知書（第3号様式）により通知する。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は、月額1,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、支線バス停留所標識広告請求書（第4号様式）に基づき、会長の定める期日までに広告掲載料を一括全納するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(費用負担等)

第12条 広告の作成費用、支線バス停留所標識への掲載費用、掲載期間中の保守費用及び掲載期間の終了又は掲載の必要がなくなった場合の支線バス停留所標識からの撤去費用については、広告主が負担するものとする。

2 広告を撤去するときは、広告主は使用した部分を原状に復するものとする。

3 広告主がやむを得ない事情により広告の撤去をしないときは、会長は広告の撤去を行うことができる。

(広告物の作成等)

第13条 広告主は、屋外広告物条例の規定により広告物の表示許可を受けたのち、広告掲載物を会長が指定する方法により作成し、会長が指定する期日までに貼付

しなければならない。

2 広告主は、前項に規定する広告物の表示許可を受けたときは、速やかに屋外広告物表示等許可書の写しを会長に提出しなければならない。

(広告内容等の変更)

第14条 会長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容、デザイン等の変更を求めるものとする。

(広告主の届出義務)

第15条 広告主は、広告掲載内容に変更があったときは、支線バス停留所標識広告申込内容変更届(第5号様式)により、変更を希望する日の10日前までに会長に届け出なければならない。ただし、会長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し等)

第16条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が広告掲載料を納期限までに納付しなかったとき。
- (2) 広告主から広告掲載の辞退の申出があったとき。
- (3) 広告主が広告の原稿を納期限までに提出しなかったとき。
- (4) その他会長が広告の掲載に支障があると認めたとき。

2 会長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、支線バス停留所標識広告掲載取消通知書(第6号様式)により広告主に通知するものとする。

(損害賠償請求)

第17条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

- (1) 広告掲載内容により、蒲郡市地域公共交通会議が損害を被ったとき。
- (2) 広告主の責めに帰すべき事由により、広告掲載を中止したことで蒲郡市地域公共交通会議に損害が発生したとき。

(広告掲載の取下げ)

第18条 広告主は、自己の都合により支線バス停留所標識への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は支線バス停留所標識

広告掲載取下届（第7号様式）により広告掲載の取下げを希望する日の1週間前までに会長に申し出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第19条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなかったときは、会長はその全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、支線バス停留所標識広告掲載料還付請求書（第8号様式）を会長に提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第20条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（庶務）

第21条 広告掲載に関する審査その他の庶務は、蒲郡市地域公共交通会議事務局において処理する。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月31日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

支線バス停留所標識広告掲載申込書

年 月 日

蒲郡市地域公共交通会議会長 様

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

支線バス停留所標識への広告の掲載について、次のとおり申込みます。

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
掲載希望箇所	
広告の概要	※広告で使用するフレーズ等
広告主の概要	※事業内容や活動内容など
本申込みに係る 担当者等	担当部署： 担当者氏名： 電話番号： FAX： E-MAIL：
提出書類	広告原稿（案） 会社案内等（会社の概要がわかるもの）
その他	申込みに当たっては、支線バス停留所標識広告掲載要綱、蒲郡市 広告掲載基準の内容を遵守します。

第2号様式（第9条関係）

支線バス停留所標識広告継続掲載申込書

年 月 日

蒲郡市地域公共交通会議会長 様

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

支線バス停留所標識への広告の掲載について、次のとおり申込みます。

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
掲載箇所	
広告主の概要	※事業内容や活動内容など
本申込みに係る 担当者等	担当部署： 担当者氏名： 電話番号： FAX： E-MAIL：
提出書類	最新の屋外広告物表示等許可書の写し
その他	申込みに当たっては、支線バス停留所標識広告掲載要綱、蒲郡市 広告掲載基準の内容を遵守します。

第3号様式（第10条関係）

支線バス停留所標識広告 掲 載 決定通知書
不 掲 載

年 月 日

様

蒲郡市地域公共交通会議会長



年 月 日付けで申請のありました 支線バス停留所標識
掲載については、下記のとおり 掲 載 を決定しました。
不 掲 載

記

決 定 通 知 番 号	第 号
広告の規格・数量等	設置箇所
広 告 掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
広 告 の 内 容	
不 掲 載 の 理 由	

第4号様式(第11条関係)

支線バス停留所標識広告請求書

年 月 日

様

蒲郡市地域公共交通会議会長

印

支線バス停留所標識広告掲載料として、次のとおり請求します。

内 訳

貼付箇所	数 量	単 価	期 間	金 額	摘 要
		円		円	

納 期 限	年 月 日
-------	-------

支払方法	1	2	振 込 先	種目	口座番号
	窓口払	振込			
					フリガナ
					口座名義人

第5号様式（第15条関係）

支線バス停留所標識広告申込内容変更届

年 月 日

蒲郡市地域公共交通会議会長 様

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

支線バス停留所標識への広告の掲載について、次のとおり変更したいので届け出ます。

・内容変更

変更項目	変更内容	変更年月日

第6号様式（第16条関係）

支線バス停留所標識広告掲載取消通知書

年 月 日

様

蒲郡市地域公共交通会議会長



年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、次のとおり掲載取消しを決定しましたので、支線バス停留所標識広告掲載要領第16条の規定に基づき通知します。

取消理由	
------	--

第7号様式（第18条関係）

支線バス停留所標識広告掲載取下届

年 月 日

蒲郡市地域公共交通会議会長 様

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

支線バス停留所標識への広告の掲載について、次のとおり広告掲載を取り下げたいので届け出ます。

取下年月日	年 月 日から
取下理由	

第8号様式（第19条関係）

支線バス停留所標識広告掲載料還付請求書

年 月 日

蒲郡市地域公共交通会議会長 様

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

支線バス停留所標識広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

還付請求期間	年 月 日から 年 月 日まで (計 月)
請求金額	円
振込金融機関	銀行 本店 信用金庫 支店 農業協同組合 信用組合
	預金種目 1 普通 2 当座
	支店番号 口座番号
	口座名義人(カタカナ)

備考 口座名義人は、請求者本人としてください。